

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

全国健康保険協会(以下「当協会」という。)は、健康保険の資格適用及び保険給付関係事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

全国健康保険協会

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成28年1月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務
②事務の内容 ※	<p>当協会は、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づき設立された法人であって、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。以下「被保険者」という。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者(以下「船保被保険者」という。)に係る船員保険事業を行い、被保険者及びその被扶養者(以下「加入者」という。)の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的としている。</p> <p><事務の内容></p> <p>当協会では、健康保険の業務として、加入者の資格適用及び保険料徴収に係る業務、保険給付の審査支払に係る業務、健康診査等の保健事業に係る業務を実施している。(※1)</p> <p>当協会の健康保険における加入者は、主に中小企業(健康保険組合に加入していない企業)の①事業所の従業者である被保険者(以下「一般被保険者」という。)及びその被扶養者、②事業所を退職するまで2か月以上一般被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者(以下「任意継続被保険者」という。)及びその被扶養者のほか、③健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者(以下「日雇特例被保険者」という。)及びその被扶養者であり、いずれも後期高齢者医療制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。</p> <p>当協会においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、番号法別表第1第2項「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務」を実施するに当たり、加入者の個人番号を以下に示す範囲で利用するものとする。</p> <p>1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)平成29年1月から、資格を有する加入者の個人番号を事業所(日本年金機構経由)又は加入者(本人)から収集し登録する事務</p> <p>(2)任意継続被保険者及び日雇特例被保険者に係る被扶養者の異動による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>(3)事業所又は加入者から個人番号が取得できない場合や本人確認が必要な場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得(※2)</p> <p>(4)平成29年4月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新(※3)</p> <p>2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)法定給付金の計算に係る個人番号による資格関係情報等の参照</p> <p>(2)給付の決定に当たり、以下の審査において確認が必要な場合に、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認(※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の審査(第2条第4号) ・高額介護合算療養費の審査(第2条第5号) ・基準収入額適用申請の審査(第2条第8号) ・食事療養標準負担額の減額申請の審査(第2条第9号) ・生活療養標準負担額の減額申請の審査(第2条第10号) ・限度額適用・標準負担額減額認定証申請の審査(第2条第11号) <p>注1:括弧内は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」の関係条文</p> <p>注2:番号法別表第2第2項において、「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」について日本年金機構との情報連携が可能となっており、現時点では主務省令が定められていないが、情報連携を行う予定。</p> <p>(3)情報連携のために、加入者の給付に係る副本情報を中間サーバー等に登録(※3)</p>

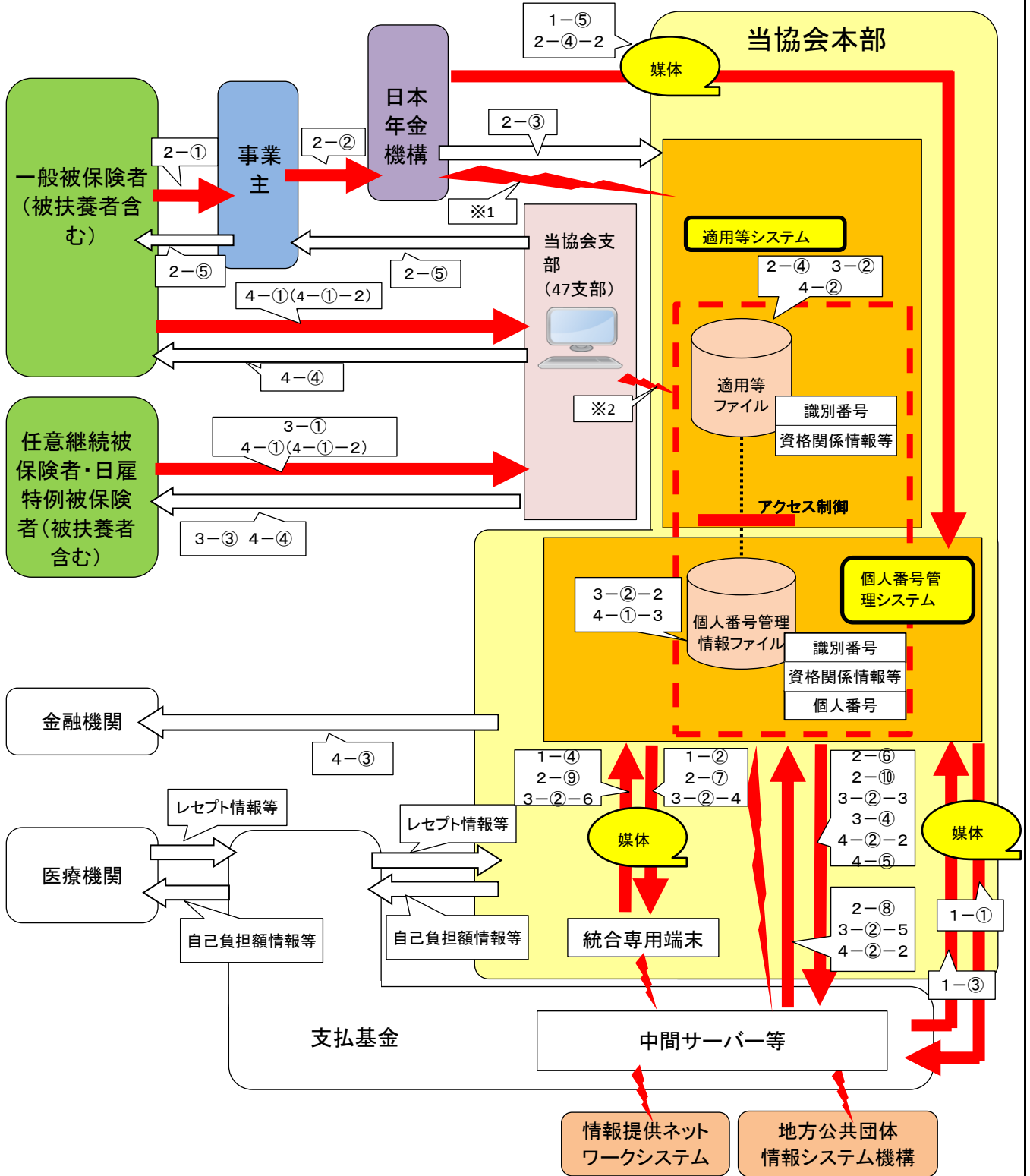
	<p>(※1) 一般被保険者とその被扶養者及び日雇特例被保険者に係る適用及び保険料の徴収に係る業務については、健康保険法第5条第2項及び第123条第2項の規定により、厚生労働大臣が行うものとされ、健康保険法第204条第1項の規定により同大臣の委任を受けて日本年金機構が実施している。当協会においては、任意継続被保険者とその被扶養者に係る適用及び保険料の徴収に係る業務並びに日雇特例被保険者の被扶養者の適用に係る業務と、加入者の保険給付の審査支払に係る業務、健康診査等の保健事業に係る業務を実施している。</p> <p>なお、日本年金機構を経由した個人番号の入手については、政令で定められた日以降に実施予定。</p> <p>(※2) 地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は平成28年10月から平成29年3月の間は電子記録媒体で行い、平成29年4月以降は中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会ができる。本人確認の基本4情報は平成29年4月以降、中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会できる。</p> <p>(※3) 健康保険法において、他の医療保険者等と共同して、「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を支払基金に委託することができる旨の規定があり、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等との情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する中間サーバー等及び住民基本台帳ネットワークに接続するためのサーバの運用・管理を支払基金に一元的に委託することとしている。そのため、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	適用等システム
②システムの機能	<p>適用等システムは、(1)適用業務機能、(2)給付業務機能、(3)法3-2機能で構成される。</p> <p>(1)適用業務機能 ・加入者記録の管理及び被保険者証の交付等を行う機能。また、任意継続被保険者のための申請書の処理等を行う機能。</p> <p>(2)給付業務機能 ・業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産等について、申請により給付を行うための機能。</p> <p>(3)法3-2機能 ・健康保険法第3条第2項の規定に基づき、加入者記録の管理及び日雇受給資格者票の交付等を行う機能。また、申請により給付を行うための機能。</p> <p>※適用等システムは、個人番号管理機能開発に伴い改修を行う既存システムである。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 （日本年金機構・年金インターフェース、個人番号管理システム）</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	個人番号管理システム
②システムの機能	<p>個人番号管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を管理するとともに、個人番号と既存システムで用いる識別番号(※)との関連付けテーブルの作成及び更新 ・中間サーバー等に情報提供するデータの作成 ・業務機能から情報照会を行うための管理 <p>(※)「識別番号」は、既存システムで加入者を特定するための一意の番号で、支部コード、被保険者証記号・番号及び被扶養者番号である。</p> <p>※個人番号管理システムは新規に開発するシステムである。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー等、適用等システム)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー等
②システムの機能	<p>中間サーバー等は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバー等は、支払基金及び国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>新規加入者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号含む)を中間サーバー等に登録する。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(i) 機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。</p> <p>(ii) 情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。</p> <p>(iii) 情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>(iv) 情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>(i) 個人番号取得 基本4情報(又はその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。</p> <p>(ii) 基本4情報取得 個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他（個人番号管理システム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム)
システム4～5		
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		

3. 特定個人情報ファイル名	
健保特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」に示した事務で、適用等システムにおける加入者の資格関係情報や給付関係情報の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するため、個人番号と適用等システムで用いている識別番号を紐付けて管理する必要があることから、個人番号管理情報ファイル及び適用等ファイルを特定個人情報ファイルとして保有する。
②実現が期待されるメリット	(1)個人番号を利用することにより、加入者の都道府県民税又は市区町村民税の情報を効率的に検索・照会することが可能となるため、加入者からの課税証明書等の添付が省略できるようになり、加入者の利便性が向上する。 (2)また、加入者の都道府県民税又は市区町村民税の情報照会により、高齢受給者証の負担割合や限度額適用認定証の所得区分の確認を事前に行い、申請を経ずに発行できるようになり、加入者サービスの向上につながる。 (3)加入者の資格の喪失、再取得により識別番号の変更が行われた後も、個人番号を利用することにより異動前後の適用関係情報、給付関係情報を正確かつ効率的に名寄せして検索・照会することができ、情報の連続性が損なわれるリスクを軽減できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番2 2. 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第2条 3. 住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番72の2
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番2 ・番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条 (提供) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番1、3、4、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 ・番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第3条、第4条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (委託の根拠) ・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	当協会本部企画部企画グループ
②所属長	企画グループ長 坂本裕一
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



凡例	特定個人情報を含む事務処理の流れ	主な事務の内容	専用回線
	特定個人情報を含まない事務処理の流れ	特定個人情報取扱いシステム	特定個人情報ファイル範囲

※日本年金機構を経由した個人番号の入手については、政令で定められた日以降の事務の流れを図示したものの。
 ※1 年金インターフェース(後述の<個人番号を取り扱う事務の流れ>の2-③に記載している、届出情報を受領するための専用回線)。ファイアウォールによる不正な通信の防止、ネットワーク監視装置による監視・不正追跡の措置を講じている。なお、本回線を通じて受領する情報には個人番号は含まれていない。
 ※2 専用回線を用いており、通信の機密性は確保されている。

(備考)

※図中の「識別番号」は、既存システムで加入者を特定するために当協会で発番した一意の番号であり、支部コード、被保険者証記号・番号及び被扶養者番号である。

※個人番号を格納する「個人番号管理情報ファイル」と、識別番号を連携キーとして「適用等ファイル」が関連付くため、これらのファイルを一つの特定個人情報ファイル(健保特定個人情報ファイル)としている。

※図中の「統合専用端末」とは、中間サーバー等と地方公共団体情報システム機構に接続可能な端末を統合し、どちらにも情報照会を行うことができる端末を指す。本部に設置され、インターネットからは分離されている。

なお、このほか、次の端末を使用する。

シンクライアント端末:業務を行う職員が、適用等システムを使用するための端末。他機関へ情報提供及び情報照会を行う際は、適用等システムを経由して、個人番号管理システムにアクセスする。支部に設置され、インターネットからは分離されている。

個人番号管理システム専用端末:他機関へ情報提供及び情報照会を行う際のデータを、統合専用端末との間で、電子記録媒体を用いてやり取りを行う端末。また、年金機構及びJ-LISから電子記録媒体で入手した特定個人情報を、個人番号管理システムに取り込む際にも使用する。本部に設置され、インターネットからは分離されている。

※中間サーバー等へは、資格記録や給付記録等の情報の提供を行う。

※適用等システム及び個人番号管理システム間でデータの連携を行うが、個人番号に関しては、個人番号管理システムのみ保持するものとする。

※適用等システムと個人番号管理システムの間は、ファイアウォール等により、アクセス制御を行う。

1. 加入者の個人番号の初期収集の流れ

- 1-①、② 番号利用開始時において、加入者(70歳未満の一般被保険者を除く。)の個人番号は、基本4情報を基に、支払基金又は統合専用端末経由により地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会する。
- 1-③、④ 地方公共団体情報システム機構より個人番号の提供を受け、その個人番号に識別番号、基本4情報、連絡先を紐付けて、個人番号管理システムに登録する。
- 1-⑤ 日本年金機構より、70歳未満の一般被保険者の個人番号の提供(電子記録媒体による)を受け、その個人番号を個人番号管理システムに登録する。

<個人番号を取り扱う事務の流れ>

2. 適用事務(一般被保険者及びその被扶養者)

- 2-① 被保険者は事業主に対し、被保険者資格取得等の異動認定に関する申請を行う。被扶養者の場合は、被保険者が被扶養者の身元確認を行い、被保険者は各種異動認定に関する申請を行う。また取得認定処理の場合は、個人番号カード等の証明書類を添付の上、被保険者は事業主へ個人番号の提示を行う。
- 2-② 事業主は、個人番号が記載された被保険者資格取得等の各種届出書を作成し、日本年金機構へ紙媒体又は電子記録媒体にて提出する。なお月額賞与関連届出書の場合、被保険者ではなく事業主が、個人番号が記載された月額賞与関連届出書を紙媒体又は電子記録媒体にて日本年金機構へ郵送にて提出する。
※届出書への個人番号の記載の開始時期は、日本年金機構における個人番号の取扱い開始後の予定。
- 2-③ 日本年金機構は、事業主から提出された届出書を審査し、その結果を専用回線で当協会本部へ伝送する。
なお、同情報には個人番号は含まれていない。
- 2-④ 当協会本部は、日本年金機構から伝送された各種届出書情報を適用等システムへ登録する。また必要に応じて、健康保険被保険者証の発行を行う。
- 2-④-2 70歳未満の被保険者の資格取得処理の場合、2-③とは別に日本年金機構より該当者の個人番号の提供(電子記録媒体による)を受け、その個人番号を個人番号管理システムに登録する。
- 2-⑤ 当協会支部は、事業主を経由し、発行した健康保険被保険者証を被保険者へ交付する。
- 2-⑥、⑦ 被扶養者及び70歳以上の被保険者の個人番号は、基本4情報を基に、専用回線又は統合専用端末を経由して地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会する。
- 2-⑧、⑨ 地方公共団体情報システム機構より専用回線又は統合専用端末を経由して、個人番号の提供を受け、その個人番号に識別番号、基本4情報、連絡先を紐付けて、個人番号管理システムに登録する。
- 2-⑩ 情報提供ネットワークシステムを通じて、番号法別表第2の範囲で外部連携機関(市町村長、医療保険者等)からの依頼により、必要な情報の提供を行う。

3. 適用事務(任意継続被保険者・日雇特例被保険者及びそれらの被扶養者)
- 3-① 任意継続被保険者の資格を取得しようとする者は、申出書を作成し当協会支部へ紙媒体にて提出する。
また、日本年金機構において適用認定を受けた日雇特例被保険者が受給資格者票の交付を受けようとするときは、申請書を作成し、当協会支部へ紙媒体にて提出する。
なお、任意継続被保険者又は日雇特例被保険者が被扶養者の認定を受けようとするときは、被保険者が被扶養者の身元確認を行い、当協会支部へ個人番号の提示を行う。
 - 3-② 当協会支部は、任意継続被保険者・日雇特例被保険者から届出された情報を適用等システムへ登録し、健康保険被保険者証(日雇特例被保険者の場合には受給資格者票)の発行を行う。
 - 3-②-2 当協会がその被扶養者の個人番号を有していない場合は、当協会支部は提示された個人番号を個人番号管理システムへ登録する。
 - 3-②-3、4 3-②-2にて入手できない分については、基本4情報を基に、地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会する。
 - 3-②-5、6 地方公共団体情報システム機構より個人番号の提供を受け、その個人番号に識別番号、基本4情報、連絡先を紐付けて、個人番号管理システムに登録する。
 - 3-③ 当協会支部は、発行した健康保険被保険者証(日雇特例被保険者の場合は受給資格者票)を任意継続被保険者・日雇特例被保険者へ交付する。
 - 3-④ 情報提供ネットワークシステムを通じて、番号法別表第2の範囲で外部連携機関(市町村長、医療保険者等)からの依頼により、必要な情報の提供を行う。
4. 給付事務(一般被保険者、任意継続被保険者、日雇特例被保険者)
- 4-① 被保険者は紙媒体の給付金支給申請書の作成を行い、当協会支部へ提出する(個人番号の記載は任意)。なお、傷病手当金又は出産手当金の場合、被保険者は事業主へ紙媒体の給付金支給申請書を送付し、出勤状況等事業主証明欄の記載後、事業主から被保険者に返送し、被保険者から当協会支部へ給付金支給申請書を提出する。
 - 4-①-2 被保険者が、課税情報等に関して書類の添付を省略し個人番号による情報照会による対応を希望する場合、かつ、当協会がその被保険者の個人番号を有していない場合、被保険者は、4-①の申請書の提出の際、個人番号カード又は通知カードと身元確認書類を元に、当協会支部に個人番号の提示を行う。
 - 4-①-3 当協会支部は、被保険者から提示された個人番号を個人番号管理システムへ登録する。
 - 4-② 当協会支部は、紙媒体による給付金支給申請書を審査し、適用等システムへ申請書情報の登録を行う。
 - 4-②-2 4-②の審査において、必要に応じて、情報提供ネットワークシステムを活用し、地方税情報等の情報照会を行い、その結果を取得する。
 - 4-③ 当協会本部は金融機関に対し、被保険者への給付金振込処理を行う。
 - 4-④ 当協会支部は被保険者に対し、紙媒体による給付金支給決定通知書を送付し、給付金振込内容の通知を行う。
 - 4-⑤ 情報提供ネットワークシステムを通じて、番号法別表第2の範囲で外部連携機関(市町村長、医療保険者等)からの依頼により、必要な情報の提供を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健保特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当協会の加入者で、個人番号を有する者。
その必要性	当協会において、加入者の資格管理や情報連携を行う際に必要であるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、基本4情報:対象者を正確に特定するために記録するもの。 ・その他識別情報(内部番号):既存システムの識別番号を個人番号と紐付け、資格や給付に関する情報管理をするために記録するもの。 ・連絡先:対象者に、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報、医療保険関係情報:資格や給付に関する情報管理、保険給付の受給要件を確認するために記録するもの。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年10月
⑥事務担当部署	当協会本部業務部及びシステム部

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	<p>【1. 個人番号の初期収集入手】 機関別符号一斉取得及び情報連携に向けて、現存加入者の個人番号を取得する。 ①70歳未満の一般被保険者：平成29年2月～ 日本年金機構から電子記録媒体で入手する。 ②70歳以上の一般被保険者：平成28年10月～ 地方公共団体情報システム機構から支払基金を介して電子記録媒体で入手する。 ③一般被保険者の被扶養者：平成28年10月～ 地方公共団体情報システム機構から支払基金を介して電子記録媒体で入手する。 ④任意継続被保険者及びその被扶養者：平成28年10月～ 地方公共団体情報システム機構から支払基金を介して電子記録媒体で入手する。 ⑤日雇特例被保険者及びその被扶養者：平成28年10月～ 地方公共団体情報システム機構から支払基金を介して電子記録媒体で入手する。</p> <p>※日本年金機構を経由した個人番号の入手については、政令で定められた日以降に実施。</p> <p>【2. 個人番号の新規加入入手】 ①70歳未満の一般被保険者：日本年金機構から電子記録媒体で入手する。(随時) ②70歳以上の一般被保険者及び一般被保険者の被扶養者：地方公共団体情報システム機構から専用回線又は統合専用端末を介して入手する。(随時) ③任意継続被保険者又は日雇特例被保険者の被扶養者については、被保険者から入手し、入手できない分については地方公共団体情報システム機構から統合専用端末を介して取得する。(随時) ④日雇特例被保険者：地方公共団体情報システム機構から専用回線又は統合専用端末を介して入手する。(随時)</p> <p>【3. 個人番号変更入手】 取得した個人番号に誤りや番号変更が生じたときは、加入者又は事業所から新番号を入手する。(随時) ※上記のほか、当協会において個人番号を入手していない現存加入者(以下「番号未入手現存加入者」という。)が情報連携を希望した場合については、随時本人から個人番号を取得する。</p> <p>【4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手】 保険給付の受給要件を確認する等、保険給付の支給に必要な際に、外部連携機関(市町村長)から都道府県民税又は市区町村民税の情報を入手する。(随時)</p>

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p><入手方法の妥当性> 【日本年金機構からの入手】（Ⅱの3の③の1の①及び2の①関係） 当協会の被保険者資格の得喪の事務を行う日本年金機構から、番号法第14条第1項の規定に基づき、個人番号の提供を受ける。 【本人又は本人の代理人からの入手】（Ⅱの3の③の2の③及び3関係） 任意継続被保険者又は日雇特例被保険者の被扶養者については、本人又は本人の代理人があらかじめ定められた紙媒体の帳票に個人番号を記載し、当該帳票を郵送又は直接当協会支部窓口へ届けることにより、当協会が特定個人情報を入手する。番号未入手現存加入者が情報連携を希望した場合も同様。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】（Ⅱの3の③の1の②、③、④及び⑤並びに2の②及び④関係） 被扶養者等については、地方公共団体情報システム機構への照会により当協会が特定個人情報を入手する。</p> <p><入手の時期・頻度の妥当性> ・初期収集入手：機関別符号一斉取得及び情報連携に向けて、現存加入者の個人番号を取得するため、一斉取得する。 ・新規加入入手：現存加入者の初期収集後の新たな加入者について、加入の都度、随時取得する。 ・個人番号変更入手：届出た番号の誤りの発覚や変更があった場合、その都度、番号更新のために随時取得する。 ・番号未入手現存加入者が情報連携を希望した場合：随時</p> <p><情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性> ・当協会は番号法別表第2項番2の規定に基づき、統合専用端末又は専用回線により、中間サーバー等を介して外部連携機関(市町村長)に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、外部連携機関(市町村長)に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。</p>				
<p>⑤本人への明示</p>	<p>ホームページや申請書の記入の手引き等において、個人番号の収集・利用を行う趣旨や保険証記号番号と併せ個人番号の記載が可能な申請書の記載要領をあらかじめ明示する。 ※なお、個人番号取得の法令上の根拠は、番号法第14条第1項及び健康保険法第197条である。</p>				
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した事務処理で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付けて都道府県民税又は市区町村民税の情報を個人番号管理情報ファイルから検索・参照する。</p>				
<p>変更の妥当性</p>	<p>使用目的の変更なし</p>				
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 1205 467 1272"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td data-bbox="467 1205 1522 1272"> <p>業務部(レセプトグループを除く)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1272 467 1370"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="467 1272 1522 1370"> <p>[500人以上1,000人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>業務部(レセプトグループを除く)</p>	<p>使用者数</p>	<p>[500人以上1,000人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
<p>使用部署 ※</p>	<p>業務部(レセプトグループを除く)</p>				
<p>使用者数</p>	<p>[500人以上1,000人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				
<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した事務処理で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付け、必要な情報を個人番号管理情報ファイルから検索・参照する。</p>				
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・個人番号が記載された帳票の受付・登録処理を行う際に、個人番号に紐付けられた既存システムの識別番号により適用等システムで管理している資格等の情報と突合することにより、正確な加入者の確認や業務データの審査・内容確認を行う。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムでほかの情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。</p>				
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>特定個人情報をを用いた統計分析は行わない</p>				
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>給付金決定、自己負担割合・自己負担限度額決定</p>				
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年10月1日</p>				

委託事項2～5			
委託事項2	適用等システムの改修、保守・点検、障害調査等		
①委託内容	適用等システムの改修作業、定期保守・点検、障害調査や復旧等の作業の委託		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	当協会の加入者で、個人番号を有する者。	
	その妥当性	適用等システムの改修、保守、障害調査等の適切な実施に当たり、専門的かつ高度な知識・技術を要するため、特定個人情報の取扱いを委託することが必要である。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (当協会システム(データセンターに設置しているサーバ)内の特定個人情報ファイルを使用してシステムの動作・稼働確認テストを行うためファイルを提出しない)		
⑤委託先名の確認方法	当協会への問合せ又は開示請求		
⑥委託先名	平成28年度以降に調達予定		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託先の履行能力及びその他運営管理の方法等の詳細を書面で示した上、再委託先との契約に当たっては、受託者と同等の義務(秘密保持等)を負わせている等、事前に当協会が再委託先の安全管理措置を確認し、承認をした場合は、この限りではない。	
	⑨再委託事項	適用等システムの改修作業、定期保守・点検、障害調査や復旧等	
委託事項3		帳票類のデータ入力業務	
①委託内容	傷病手当金、出産手当金、埋葬料(費)、出産育児一時金申請書から申請書情報をデータ入力		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	傷病手当金、出産手当金、埋葬料(費)、出産育児一時金申請書の申請者(一般被保険者、任意継続被保険者)	
	その妥当性	給付金の審査・決定のための申請書情報のデータ入力は定型的な業務であり、大量のデータを短時間に正確に入力するためには業務の効率化が必要であることから、データ入力業務を委託する。	
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		当協会への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		トランス・コスモス株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した加入者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当協会の加入者で、個人番号を有する者。
	その妥当性	当協会における資格履歴を管理するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		当協会への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当協会が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項5		中間サーバー等における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務
①委託内容		情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当協会の加入者で、個人番号を有する者。
	その妥当性	当協会と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、取りまとめ機関に一本化するため。また、当協会の機関別符号を、取りまとめ機関が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		当協会への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当協会が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項6～10			
委託事項6	中間サーバー等における本人確認事務		
①委託内容	地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号及び本人確認情報の取得		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当協会の加入者で、個人番号を有する者。	
	その妥当性	当協会と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、取りまとめ機関に一本化するため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	当協会への問合せ又は開示請求		
⑥委託先名	支払基金		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当協会が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	
	⑨再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務	
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (24) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号 別表第2に定める各情報照会者 (別紙1「特定個人情報の提供先」一覧を参照。)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の各項 (別紙1「特定個人情報の提供先」一覧を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2に定める各事務 (別紙1「特定個人情報の提供先」一覧を参照)
③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第2に定める各特定個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先」一覧を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当協会の加入者で、個人番号を有する者。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	医療保険関係情報に追加変更等があった都度、及び他機関から情報提供要求があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

特定個人情報ファイルはデータセンター内のサーバに保管・管理、申請(届)書など帳票類は保管庫等に保管・管理し、個人番号管理システム及び適用等システムに接続していない事務用PC、個人ロッカー・事務デスク内には一切保管しないよう規制している。

当協会事務室 : IDカードによるセキュリティドア及びパスワード認証による立入りの制限、職員等の入退室の記録管理
 サーバ室 : IDカードによるセキュリティドアによる立入りの制限、担当職員の入退室や操作ログを記録管理
 保管庫等 : 管理者による施錠管理

中間サーバー等 : 中間サーバー等は、データセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。

②保管期間

期間 [20年以上]

＜選択肢＞

1) 1年未満	2) 1年	3) 2年
4) 3年	5) 4年	6) 5年
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上
10) 定められていない		

その妥当性

- ・適用等システムの情報は、当協会における保険給付に関する事務等に必要であることから、記録の保管期間を定めず、恒久的に保管することとしている。ただし、適用等の記録は恒久的に保管するが、個人番号管理システム内の個人番号については、加入者が資格を喪失してから5年を経過した後に消去する。
- ・申請(届)書など帳票類については、当協会の文書管理規程に基づき廃棄する。
- ・中間サーバー等内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、加入者が当協会で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性がある年(最長5年間)まで保管する。
- ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。
- ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。

③消去方法

＜個人番号管理システムにおける措置＞

- ・個人番号管理システム内の特定個人情報は、個人番号管理システムの検索機能を使って資格喪失日から保管期間が経過した特定個人情報を確認し、個人番号管理システムの消去機能を使って個人番号を完全消去する。
- ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。

＜取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置＞

- ・保管期間経過後は、中間サーバー等から適切に廃棄等を行う。
- ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。

7. 備考

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」 (1/2)

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第2 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	健康保険組合	番号法第19条第7号別表第2 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第2 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第2 第9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
5	市町村長	番号法第19条第7号別表第2 第12項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第2 第15項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
7	市町村長	番号法第19条第7号別表第2 第17項	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第2 第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事等	番号法第19条第7号別表第2 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法第19条第7号別表第2 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
11	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号別表第2 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号別表第2 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号別表第2 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号別表第2 第43項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による保険の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
15	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号別表第2 第58項	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	市町村長	番号法第19条第7号別表第2 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
17	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第2 第78項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」 (2/2)

提供先※	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
18 後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号別表第2 第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19 都道府県知事等	番号法第19条第7号別表第2 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
20 市町村長	番号法第19条第7号別表第2 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
21 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号別表第2 第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
22 独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号別表第2 第106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
23 都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号別表第2 第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
24 都道府県知事	番号法第19条第7号別表第2 第120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

※当協会は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報ネットワークシステムを通じた情報紹介・情報提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当協会であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【健保特定個人情報ファイル】

<p><加入者情報項目></p> <p>支部コード</p> <p>被保険者証記号・番号</p> <p>被扶養者番号</p> <p>基礎年金番号</p> <p>被保険者枝番</p> <p>個人番号</p> <p>氏名</p> <p>氏名かな</p> <p>生年月日</p> <p>性別</p> <p>住所</p> <p>保険者番号</p> <p>資格取得日</p> <p>資格喪失日</p> <p>受給者区分</p>	<p><出産手当金情報項目></p> <p>出産日</p> <p>出産のため休んだ期間(自)</p> <p>出産のため休んだ期間(至)</p> <p>出産のため休んだ日数</p> <p>支給額</p> <p>支給日</p> <p>修正日時</p>
<p><照会状況項目></p> <p>依頼元ユーザID</p> <p>照会受付日時</p> <p>被保険者枝番</p> <p>受付番号</p> <p>レコード識別番号</p> <p>特定個人情報の項目レコード</p> <p>所得情報</p>	<p><傷病手当金情報項目></p> <p>療養のため休んだ期間(自)</p> <p>療養のため休んだ期間(至)</p> <p>療養のため休んだ日数</p> <p>支給開始日</p> <p>支給額</p> <p>支給日</p> <p>支給期間(自)</p> <p>支給期間(至)</p> <p>修正日時</p>
<p><高額介護合算療養費情報項目></p> <p>納付年度</p> <p>自己負担額計算対象日自</p> <p>自己負担額計算対象日至</p> <p>自己負担額合計</p> <p>自己負担額高齢者分再掲</p> <p>所得区分</p> <p>資格取得日</p> <p>資格喪失日</p> <p>修正日時</p>	<p><埋葬料情報項目></p> <p>死亡日</p> <p>支給額</p> <p>支給日</p> <p>修正日時</p>
<p><家族出産育児一時金情報項目></p> <p>出産日</p> <p>出産児数</p> <p>死産児数</p> <p>支給額</p> <p>支給日</p> <p>修正日時</p>	<p><家族埋葬料情報項目></p> <p>被保険者との続柄</p> <p>死亡日</p> <p>支給額</p> <p>支給日</p> <p>修正日時</p>
<p><出産育児一時金情報項目></p> <p>出産日</p> <p>出産児数</p> <p>死産児数</p> <p>支給額</p> <p>支給日</p> <p>修正日時</p>	

支部コード、被保険者証記号・番号及び被扶養者番号は、加入者を特定するために当協会が発番した一意の番号である。

【情報提供等記録項目】

処理番号
処理番号の枝番
事務名称
事務手続名称
情報照会者部署名称
情報提供者部署名称
提供の求めの日時
提供の日時
特定個人情報名称
不開示コード
過誤事由コード
被保険者枝番

【本人確認項目】

その他条件 履歴情報
その他条件 消除者
その他条件 異動事由
主たる照会条件
事務区分(住基法)
事務区分(番号利用法)
住所
住所(大字以降)
住民区分
個人番号
利用事由
変更状況
市町村コード
市町村名
性別
情報表示
氏名
氏名かな
照会対象期間終了 年月日
照会対象期間開始 年月日
照会対象期間(照会基準日)
生存状況
生年月日
異動事由
異動年月日
異動有無
要求レコード番号

※中間サーバー等内の「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、適用等システムで扱う特定個人情報ファイルの副本であることから、一体のものとして評価を行っている。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健保特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認を行い、本人確認後の加入者の個人番号の提供を受けるため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置〉 ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については個人番号管理システムに情報登録を行わず、速やかに削除する。 ・当協会の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 〈中間サーバー等における措置〉 ・当協会以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバー等が照会要求や結果送信を制御している。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（電子記録媒体による入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置〉 ・複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については個人番号管理システムに情報登録を行わない。 ・当協会の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 <p>【日本年金機構から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構が70歳未満の一般被保険者の個人番号を地方公共団体情報システム機構から入手する場合、基本4情報で一意に一致する情報のみ地方公共団体情報システム機構から入手する。また、当協会の対象者以外の情報は提供されない。よって、当協会が日本年金機構から対象者以外の情報を入手することはない。 ※日本年金機構を経由した個人番号の入手については、政令で定められた日以降に実施。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや記入の手引き等で、個人番号の記載が可能な申請書の種類、様式、記載説明及び個人番号による情報照会が可能な申請を明示、周知し、不必要な個人番号を記載・提出させないようにする。 ・個人番号の記載が必要ない帳票に誤って個人番号が記載されている帳票が提出された場合は返戻する。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈中間サーバー等における措置〉 ・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより、必要のない機構保存本人確認情報の入手を防止している。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（電子記録媒体による入手）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置〉 ・電子記録媒体により情報を入手する場合には、あらかじめ定められたフォーマットで情報のやりとりが行われることにより、必要のない情報の入手を防止している。 <p>【日本年金機構から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構から電子記録媒体により情報を入手する場合には、あらかじめ定められたフォーマットで情報のやりとりが行われることにより、必要のない情報の入手を防止している。 ※日本年金機構を経由した個人番号の入手については、政令で定められた日以降に実施。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等に、申請書の提出は郵送又は対面により提出することを明示して周知を図り、それ以外の方法では入手を行わない。 ・対面により個人番号による情報照会が可能な申請書の受付をする際、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行い、本人確認ができない場合は受け付けない。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置(オンラインによる入手)】</p> <p>〈中間サーバー等における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手は統合専用端末又は厚生労働省が定めたインターフェイス仕様による通信により行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置(電子記録媒体による入手)】</p> <p>〈取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決められた電子記録媒体以外は読み込めないようにシステム上の制御を行っている。 ・決められた運用ルール以外の方法では電子記録媒体が受け取れない等の対策を行っている。 ・入手した電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫等に施錠管理されるもの以外は使用しない。 <p>【日本年金機構から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決められた電子記録媒体以外は読み込めないようにシステム上の制御を行っている。 ・決められた運用ルール以外の方法では電子記録媒体が受け取れない等の対策を行っている。 ・入手した電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫等に施錠管理されるもの以外は使用しない。 <p>※日本年金機構を経由した個人番号の入手については、政令で定められた日以降に実施。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面により個人番号を記載した申請書の受付をする際、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行う。 ・被扶養者の個人番号を申請書に記載するとき、その本人確認は被保険者が行う。 <p>【地方公共団体情報システム機構から入手する場合の措置】</p> <p>特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構にて、番号法第8条に基づき住民票コードから個人番号とすべき番号を生成しており、入手する情報が本人のものであることは担保されている。</p> <p>【日本年金機構から入手する場合の措置】</p> <p>特定個人情報の入手元である日本年金機構が個人番号を地方公共団体情報システム機構から入手する場合、基本4情報で一意に一致する情報のみ地方公共団体情報システム機構から入手する。よって、当協会が日本年金機構から情報を入手する場合は、本人確認措置は行わない。</p> <p>※日本年金機構を経由した個人番号の入手については、政令で定められた日以降に実施。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号通知カード又は個人番号カードにより、申請書に記載された個人番号の真正性を確認する。 ・個人番号を入力して、チェックデジットや既に登録されている別人の個人番号と同番号でないことをシステムでチェックする。 ・個人番号の真正性に疑義が生じたときは、本人に連絡をして確認するか、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得して確認する。

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号通知カード又は個人番号カードにより、申請書に記載された個人番号の正確性を確認する。 ・提出された申請書から個人番号を入力する際に、申請書と読み合わせを行い正確性を期する。 また、ダブルチェックを行って正確性を期する。 ・個人番号を入力して、チェックデジットや既に登録されている別人の個人番号と同番号でないことをシステムでチェックする。 ・個人番号の真正性に疑義が生じたときは、本人に連絡をして確認するか、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得して確認する。
<p>その他の措置の内容</p>	<p>なし</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【本人又は本人の代理人から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された書類を、窓口又は郵送で受け付けた際には、届書ごとに分別して管理を行い、管理者の管理の下、施錠可能な保管庫等に厳重に保管し、不要となった時点で廃棄することにより、情報漏えい・紛失がないよう管理を徹底する。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（オンラインによる入手）】</p> <p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー等と当協会との通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNIによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれかの方法を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 <p>【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置（電子記録媒体による入手）】</p> <p><取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫等に施錠管理する。 ・保管の必要がない使用済み電子記録媒体は、シュレッダーで粉碎し破棄する。 ・電子記録媒体は暗号化し、施錠した搬送容器にて持ち運ぶこととしている。また、開錠及び復号化するパスワードは別途通知を行う。 <p>【日本年金機構から入手する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構から電子記録媒体で入手した特定個人情報は、インターネットから分離された個人番号管理システム専用端末を通じて個人番号管理システムに登録する。 ・入手した電子記録媒体は、媒体管理簿に記載し、施錠可能な保管庫等に厳重に保管する。 ・保管の必要がない使用済み電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・電子記録媒体は日本年金機構が直接当協会へ回付し、情報には、あらかじめ定められた暗号化やパスワード付与等を行う。 <p>※日本年金機構を経由した個人番号の入手については、政令で定められた日以降に実施。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>特定個人情報の入手における帳票の取扱いや確認・判断の誤り、システム及び中間サーバー等の利用・操作の誤り等によるリスクを防ぐため、必要な法令・省令、業務フロー、システム及び中間サーバー等の利用・操作方法などの教育・訓練を適宜実施する。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号管理システムは、適用等システムで管理している記号・番号・被扶養者番号と個人番号を紐付けているため、地方公共団体の宛名システムに該当するものである。特定個人情報ファイルを取り扱う事務以外の他の事務からはアクセスできないようにプログラム制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・特定個人情報ファイルは、個人番号管理システム及び適用等システムを介してのみアクセス可能とし、個人番号管理システム及び適用等システム以外からは直接アクセスできない仕組みであるため、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われることはない。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><適用等システム及び個人番号管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステム利用者にユーザID、パスワードを発行してログイン認証を行う。 ・共有のユーザIDは使用しないこととする。 ・パスワードは定期的に変更することをルール化する。 ・アクセス権限が付与された担当者以外は個人番号を取り扱えないようシステムの的に制御する。 ・アクセス権限を付与する担当者は最小限に限定する。 <p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバー等で制御している。 <p><取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー等を利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザID、パスワードと合わせて管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザIDの使用を禁止する。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。

<p>アクセス権限の発効・失効の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> <p><適用等システム及び個人番号管理システムにおける措置> (1)発効管理 ・異動などで担当が変更になる際は、担当となる日から有効な権限を管理者が設定をする。 (2)失効管理 ・異動などで担当が変更になる際は、異動日や退職日をもって現在の権限が失効するよう、管理者が設定を変更する。</p> <p><中間サーバー等における措置> 当協会のシステム管理責任者が統合専用端末において以下の管理を行う。 ・IDは、ID付与権限をもったシステム管理責任者用IDと一般的なユーザIDがある。 ・システム管理責任者用IDにID付与権限を与えることにより、一般的なユーザIDを当協会で作成できる。 ・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー等で制御している。 ・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー等で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めている。</p> <p><取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置> ・アクセス権限は、当協会の管理者が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、適用等システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。 (1)発効管理 ・採用や異動などで中間サーバー等を利用する事務を担当する当協会の職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示によりシステム管理責任者がシステム管理 ・制御機能に設定、管理簿に記載する。 (2)失効管理 ・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、管理者の指示によりシステム管理責任者がシステム管理・制御機能の設定を変更し、管理簿に記載する。</p>
<p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> <p><適用等システム及び個人番号管理システムにおける措置> ・ユーザID、アクセス権限の発行や更新は、管理者以外では行えないものとする。 ・管理者は、ユーザIDやアクセス権限の発行や更新を行う都度、管理簿に更新記録を記載し保管する。 ・管理簿は、管理者が定期的に見直しを行う。</p> <p><中間サーバー等における措置> ・該当する当協会の職員等に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバー等で制御している。</p> <p><取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置> ・アクセス権限と事務の範囲を紐付けた管理簿を作成し、職員と臨時職員、医療保険者等と運用保守事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、付与したアクセス権限と事務の範囲は随時見直しを行う。 ・アクセス権限と事務の範囲の見直しにあわせ、システム管理責任者は管理簿を点検し、不要なユーザIDが削除されずに残っていないか、各ユーザに不必要な権限を与えていないか、たな卸しを実施する。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に変更を実施する。</p>
<p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な方法</p>	<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p> <p><適用等システム及び個人番号管理システムにおける措置> ・個人番号の登録や更新、情報検索、個人番号を含むデータ表示機能等の使用、及び特定個人情報ファイルへのアクセスなどについて、システム操作ログを自動的に記録する。 ・操作ログには、処理年月日、時間、操作者等を記録する。 ・操作ログは一定期間保管し、不正アクセスや事故が疑われるときに点検し追跡できるようにする。 ・システム管理者は、定期的にシステム操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><中間サーバー等における措置> ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録している。</p> <p><取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置> ・統合専用端末の操作履歴(操作ログ)は、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>なし</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><適用等システム及び個人番号管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・I 基本情報「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」に記載した事務以外では個人番号や特定個人情報ファイルにアクセスできないようシステムの的に制御する。 ・担当者等に対して、特定個人情報の適切な取扱いを理解させることを目的として定期的に教育、研修を行う。 <p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、当協会の職員等に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバー等で制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><適用等システム及び個人番号管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含んだ電子記録媒体は暗号化し、施錠できる保管庫等で管理する。 ・個人番号管理システム専用端末は、統合専用端末との情報の授受を行うため、隔離した専用の室内に設置し、同室内への入退室はセキュリティカードにより管理する。 ・統合専用端末は、隔離した専用の室内に設置し、同室内への入退室はセキュリティカードにより管理する。 ・職員はシンクライアント端末を使用し、特定個人情報をダウンロードすることはできない。 ・なお、統合専用端末、シンクライアント端末及び個人番号管理システム専用端末のいずれの端末も、インターネットからは分離されている。 <p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当協会の職員等が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 <p><取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置></p> <p>委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用して複製等のファイル操作が可能な職員は、一部の限定された当協会の職員等のみに限定している。 ・加入者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、当協会の職員等に対し周知徹底する。 ・統合専用端末を利用して特定個人情報ファイルにアクセスする作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。 ・定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
なし	

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><取りまとめ機関以外の委託先における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託期間終了後、特定個人情報ファイルを返却させずファイルの消去を指示した場合は、消去証明書を提出させる。 ・消去は、消磁、粉碎、裁断、溶解などにより、情報が復元できないよう措置を講じることを義務付ける。 ・必要があると認めるときは、査察、立入り調査を行い、記録の提出を求める。 <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、当協会が適切に廃棄等を行う。 ・当協会から渡した電子記録媒体は、当協会に機構保存本人確認情報を提供する際に返却される。当協会に返却できない場合は、一定期間保管した上で、取りまとめ機関が物理的破壊を行う。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務(契約期間終了後も有効であること) ・委託先へ調査、監査等の実施に関すること ・再委託の制限 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・個人情報(特定個人情報を含む)の取扱いに関する規程を定めること及び、違反した管理者及び従業員に対する処分に関する規定を設けその内容を周知すること。 ・従業員に対する監督・教育。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と体制の整備。 ・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化。 ・違反した場合の契約解除に関する事項。 ・損害賠償責任に関する事項。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>再委託契約に次の事項を盛り込むこととし、委託先による再委託先に対する必要かつ適切な監督のもと再委託先において安全管理措置が講じられていることを確認する。再委託先が更に委託する場合においても同様に取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件) ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の限定と明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・委託先への監査、立入り調査 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け 等 	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><適用等システムのソフトウェアにおける措置> ・適用等システムにおける個人番号の登録機能及び加入者情報照会をする画面機能は、中間サーバー等へ接続できないようにする。</p> <p><運用における措置> ・中間サーバー等に接続する端末(統合専用端末、個人番号管理システム専用端末、シンクライアント端末)を用いた情報提供・照会の操作は、適切な権限を保有する当協会職員のみが実施するものとする。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバー等における措置> ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとしている。</p> <p>(※)番号法別表第2に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバー等における措置> ①中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>②中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれかの方法を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバー等における措置> ・中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><適用等システムのソフトウェアにおける措置> ①中間サーバー等への特定個人情報の照会は、適用等システムの認証・認可機能を用いて、照会権限を保持する職員のみで制限するとともに、照会した職員、時刻、操作内容の記録が実施される仕組みとする。 ②情報照会が完了した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバー等における措置> ①中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②医療保険者等の基幹システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない基幹システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な、統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとしている。 ⑤中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(※)中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバー等でしか復号できない仕組みとしている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバー等における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバー等にも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバー等における措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みとしている。</p> <p>②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとしている。</p> <p>③中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバー等における措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを基幹業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、医療保険者等のみが利用できるよう制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

<中間サーバー等における措置>

- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとしている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバー等にて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- ③中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。
- ④中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- ⑤中間サーバー等では、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー等を利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

<統合専用端末と個人番号管理システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

①情報授受に用いる電子記録媒体の取扱い

- ・リライトできる電子記録媒体は使用しない。
- ・使用の都度、管理者に申し出て、管理者は管理簿等に使用目的、使用日時、廃棄日時、使用者名等を記録、管理する。
- ・保存をする必要がある電子記録媒体は、媒体管理簿に保存期間を記載して、施錠できる保管庫等に保管し、保存期間が経過したものは廃棄する。
- ・保存する必要がない使用済みの電子記録媒体は廃棄する。

②統合専用端末の取扱い

- ・中間サーバー等以外には接続せず、当協会内部及び外部を問わず他のネットワークと分離する。
- ・中間サーバー等に係る業務の使用に限定し、他の業務に兼用できないよう分離する。
- ・オペレーティングシステム等のパッチを随時適用し、ウイルス対策ソフトを導入してパターンファイルを随時更新する。
- ・使用后、ハードディスク等内の特定個人情報データは全て削除する。
- ・統合専用端末の使用状況を記録し、システム管理責任者が定期的に又は必要なタイミングでチェックし、不必要な電子記録媒体へのコピーを監視する。
- ・統合専用端末と個人番号管理システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が統合専用端末を使用できないようシステムの的に制御する。

③個人番号管理システム専用端末

- ・情報授受に用いる電子記録媒体が使用ができる専用端末を限定し、それ以外の専用端末では使用できないようシステムの的に制御する。
- ・個人番号管理システム以外には接続せず、インターネット等外部のネットワークと分離する。
- ・個人番号管理システムに係る業務の使用に限定し、他の業務に兼用できないよう分離する。
- ・オペレーティングシステム等のパッチを随時適用し、ウイルス対策ソフトを導入してパターンファイルを随時更新する。
- ・統合専用端末と個人番号管理システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><サーバ室、運用保守エリアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IDカード、パスワード認証による立入の制限、入退室記録管理 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施 ・監視カメラの設置 ・サーバラックの施錠 ・カメラ、携帯電話の持ち込み禁止 ・無停電電源装置(UPS)の付設 ・消火設備、煙感知器等の設置 ・サーバ、個人番号管理システム専用端末、統合専用端末及びシンクライアント端末をインターネット等外部ネットワークと隔離等により、リスクを回避する。 <p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー等をデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><適用等システム及び個人番号管理システムにおける措置> ①個人データに対するアクセス記録を保存している。 ②職員が使用するシンクライアント端末(仮想PCイメージ)に対するセキュリティ修正及びウイルス対策を徹底している。 ③インターネットに接続する際は、インターネット接続専用の端末を使用している。 ④不正アクセス防止のため、ファイアウォールを設定している。 ⑤適用等システムに接続して事務を行う端末をシンクライアント化し、ローカル環境への保存ができないよう制御している。 ⑥支部本部間の通信に専用回線を用いることによる、通信の機密性を確保している。</p> <p><中間サーバー等における措置> ①中間サーバー等において保有する特定個人情報、統合専用端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ②中間サーバー等ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー等では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤中間サーバー等と当協会の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれかの方法を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> <p>その内容</p> <p>再発防止策の内容</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>生存する個人と同様の安全管理措置を講じている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>なし</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>個人情報の変更は、任意継続以外の加入者については、随時、日本年金機構より情報を取得、任意継続加入者については、加入者本人からの届出により変更情報を取得し、当協会が保存している記録を更新する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置> ・加入者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、統合専用端末を利用して、速やかに委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する運用を定める。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>適用等システムの情報は、当協会における資格喪失後の保険給付に関する事務等に必要であることから、記録の保管期間を定めず、恒久的に保管することとしている。ただし、適用等の記録は恒久的に保管するが、個人番号管理システム内の個人番号については、加入者が資格を喪失してから5年を経過した後にはバッチ処理にて自動的に消去する。 申請(届)書など帳票類については、当協会の文書管理規程に基づき消去する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当協会の運用における措置> ・資格審査時に中間サーバー等の運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた加入者について、中間サーバー等委託区画に登録されている資格情報を削除する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。</p>
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>(リスクに対する措置) 政府統一基準を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた対策を講じている。</p> <p>(問題となる事案が発生した場合) 特定個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、当協会の情報セキュリティ規程に基づき行動し、その事実を知った職員は、情報セキュリティ管理者に早急にその状況を報告する。 情報セキュリティ管理者は、その情報を情報セキュリティ統括管理者及び情報システムセキュリティ管理者に報告し、情報システムセキュリティ管理者は、被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び情報セキュリティインシデントからの復旧に係る指示等を行う。 また、情報セキュリティ統括管理者は、関係機関との情報共有を行うとともに、再発防止策を講じる。</p> <p><ルールによる運用上の措置> ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底 ・不要となった特定個人情報記載用紙のシュレッダーによる廃棄の実施 ・使用済メディア媒体専用シュレッダーによる廃棄の実施 ・溶解処分業者による保存満了分文書廃棄の実施 ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施</p>	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	当協会の情報セキュリティ規程の対策推進計画に基づき、情報セキュリティ統括管理者が、年度自己点検計画を策定するとともに、役職員等ごとの自己点検票及び実施手順を整備する。また、年度自己点検計画に基づき、情報セキュリティ管理者の指示により、役職員等は自己点検票及び自己点検の手順を用いた自己点検を実施することとしている。 また、特定個人情報を取り扱うに当たり個人情報管理規程や関係する各種規程等の改正を行い、保有個人情報の取扱いと併せて自己点検を実施する予定である。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	定期的に、被監査部門から独立した立場の監査部門により、上記自己点検の結果を確認するとともに、指摘事項が発生した場合は、次回監査時に改善状況を確認することとしている。 また、特定個人情報を取り扱うに当たり個人情報管理規程や関係する各種規程等の改正を行い、保有個人情報の取扱いと併せて監査を実施する予定である。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	当協会の個人情報管理規程及び情報セキュリティ規程に基づき、職員に対し個人情報の管理・保護及び情報セキュリティ対策に関する研修を義務付けており、新規職員採用時に個人情報管理・保護及び情報セキュリティ対策に係る研修を実施している。 また、個人情報に係る情報漏えい事例について、イントラネットの掲示板を利用した情報提供を行い、同一事案の再発防止に役立っている。 加えて、個人情報管理についての内規に係る監査を行い、特に個人情報漏えいリスクの高い不適切な管理があった場合には、該当支部以外にも注意喚起を行っている。 特定個人情報を取り扱うに当たり個人情報管理規程や関係する各種規程等の改正を行い、保有個人情報の取扱いと併せて教育を実施する予定である。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	当協会理事長 当協会支部長
②請求方法	指定様式による書面の提出により、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ・開示要領様式1 保有個人情報開示請求書 ・開示要領様式8 保有個人情報訂正請求書 ・開示要領様式11 保有個人情報利用停止請求書
特記事項	当協会ホームページにて、請求先、請求方法、必要書類、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額は300円。納付書による納付。開示の実施を郵送で行う場合には左記に加え郵送に必要な郵便切手。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	なし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	当協会本部総務部人材育成グループ 当協会支部企画総務グループ
②対応方法	・個人情報管理規程を当協会ホームページに掲載する。 ・問合せがあった場合、問合せ内容及び経過を記録する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せは、理事長へ報告の上、対応を決定する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年7月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント
②実施日・期間	平成28年6月22日～7月21日
③期間を短縮する特段の理由	なし
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

